

川崎市信用保証協会検査要綱

(検査の目的)

第1条 検査は、川崎市信用保証協会(以下「協会」という)の公共性に照らし、その業務及び財産の状況を的確に把握し、保証基金の公正な運営と協会の健全な発達を図り、もって協会の機能発揮の促進に資することを目的として行う。

(根拠法令)

第2条 この要綱による検査は、次の法令に基づいて行う。

- (1) 信用保証協会法第35条
- (2) 信用保証協会法第51条
- (3) 信用保証協会法施行令第6条第1項第4号

(検査員)

第3条 検査は、市長が指定した検査員に行わせる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、職員に検査員の行う検査事務を補助させることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、専門家を検査業務に従事させるとともに、本市への助言を求めることができる。
- 4 前3項の規程による検査員及び市に助言を行う専門家は各人の身分を証明する証票を携帯し、検査を行う場合に関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査の場所)

第4条 検査は、協会の事務所において行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長の指定する場所で行うことができる。

(検査事項)

第5条 検査は、検査当日または前日現在によって、前回の検査以降の次の事項について行うものとする。

- 1 法令、定款、業務方法書等の遵守状況
- 2 業務運営の状況
- 3 資産、負債及び収支の状況
- 4 その他市長の指示する事項

(関係資料の提出)

第6条 検査員は、協会に対し検査当日又は前日現在の日計表及び検査上必要な調査書、報告書、帳簿、書類その他関係資料の提出及び説明を求めることができる。

(検査の立会い)

第7条 検査員は、検査を行う場合は、協会の理事、監事その他の責任者一人以上の立会いを求めなければならない。

(検査の執行上の注意)

第8条 検査員は、検査を行う場合は、協会の業務に支障のないように留意し、かつ、協会の執務時間内に行わなければならない。ただし、理事又は監事その他の責任者の承諾を受けたときは、協会の執務時間外に行うことができる。

(秘密保持)

第9条 検査の過程において知り得た事実については、法令で定めのあるもののほかはこれを外部に公開してはならない。

(検査終了後の措置)

第10条 検査員は、検査終了後速やかに検査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、改善整備を要すると認められる事項について、協会の会長に対し、必要な指示を行うとともに期限を定めて改善整備の結果の報告を求めることができる。

附則（平成19年8月29日19川経融第190号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則（平成21年1月5日20川経融第367号）

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附則（令和2年3月26日31川経融第185号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。